

2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画〔北区編〕は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

2.1. まちづくりの中での荒川の役割

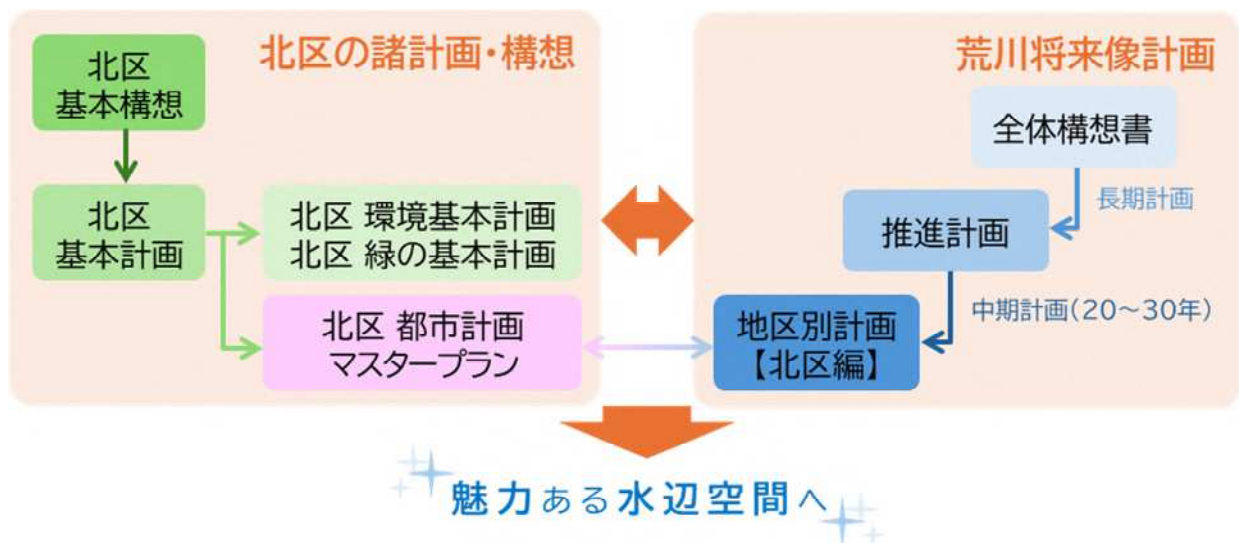


図 2-1 北区の諸計画・構想と荒川将来像計画の関係

区政の基本的方針である「北区基本構想」では、基本構想に掲げる将来像を実現する取組の一つとして、「地域資源を活かした住環境の形成とともに、人々の交流や暮らしの豊かさをもたらす北区ならではの魅力ある公園・水辺空間づくりを推進します。」と定めています。そして、基本構想を実現するための長期総合計画である「北区基本計画 2024」の施策「にぎわいと心豊かな暮らしをもたらす空間の創出」においては、目指す姿を「北区ならではの個性あふれる公園や水辺空間に、区内外から人々が集い、新たな交流やまちのにぎわいが生まれています。」と定めています。

環境の保全に関する総合計画である「北区環境基本計画 2023」では、基本施策の「豊かで質の高い緑・水辺の保全」においては、「水辺環境・水循環の保全」を掲げ、うるおいのある水辺環境づくりに取り組んでいます。また、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくための指針である「北区緑の基本計画 2020」では、緑を保全する施策の一つとして、「水辺環境の保全」を掲げ、河川敷草地、水辺等の緑が保全され、

生きもののにぎわいのある都市を目指しています。

都市計画に関する総合的な方針である「北区都市計画マスタープラン 2020」では、まちの魅力要素の一つとして、荒川を含め区内 4 河川の存在を「水辺やみどり環境に恵まれたうるおいのある暮らし」と定めています。そして、未来の暮らしのイメージの一つとして、「誰もが憩えるうるおいとやすらぎのある暮らし」を定め、実現に向けた都市づくり・まちづくりを展開しています。

地区別計画〔北区編〕は、これらの構想等と協調して、荒川下流沿川の自治体や荒川下流河川事務所と連携し水辺環境の保全・再生を図るとともに、災害対策・災害時の利活用やスポーツなどによる健康づくり、イベント・レクリエーション空間として、荒川の魅力ある水辺空間の実現を図る行動指針として策定するものです。

2.2. 基本方針

推進計画で示された“グリーンインフラを含めた川づくり”を通じて、地区別計画〔北区編〕では、以下の観点で「健康・Well-Being な川づくり」を推進します。

Ⅲ コンセプト Ⅲ

荒川とともに育まれた水文化の継承と発展

Ⅲ 観点 Ⅲ

① 多くの生きものを育む荒川・きれいで豊かな水が流れる荒川

荒川の自然地ネットワーク形成にとって、水際は生物の生息・移動空間として重要な場所であり、水際の自然地の保全・再生は河川の生態系にとって重要な課題です。このため、長期的な視点から、水辺区域（水際線から数十メートルの範囲）について、連続的に自然地の保全・再生を図ることを推進します。

- ・ヨシ原の整備等による、水辺自然の再生
- ・大規模な公園緑地、河川沿いや崖線のみどりの保全、まとまりのあるみどりや水との連携確保
- ・風や生きものの通りみちの形成にも配慮

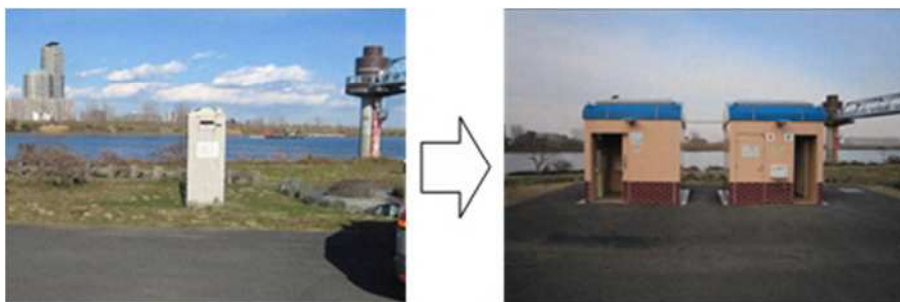


ヨシ原

② 河川空間の節度ある利用ができる荒川

荒川の自然再生整備等により自然が豊かになる一方、沿川工業跡地の再開発などの進展により沿川の人口は急増しました。これに伴って、荒川の自然地としての評価は高まりつつあることに加え、イベント・スポーツ・レクリエーションの利用者も飛躍的に増加し、荒川下流域全体で年間利用者数は1,500万人ともいわれています。

こうした状況の中で、荒川河川敷全体を貴重な自然地として位置づけ、その中でのイベント・スポーツ・レクリエーション利用と自然生態系の調和・共存を図っていきます。



トイレのユニバーサルデザイン化

- ・ 多様な生物が生息する荒川河川敷とレクリエーション利用の共存・調和対策
- ・ 荒川における船舶の通航方法^{注1}の徹底
- ・ 荒川下流河川敷利用ルールの徹底とマナーの向上（P. 3-10 参照）
- ・ 便益サービスの提供拠点として、既存施設の利活用など柔軟な対応を推進
- ・ あらゆる人が親しみ、憩える荒川を目指したユニバーサルデザイン化の継続
- ・ 人が多く集まるレクリエーション利用地が与える水辺や堤内地（市街地）への影響を踏まえた総合的な管理戦略の推進
- ・ 身近な水辺に恵まれた市街地の形成に向けた河川敷・親水空間等の整備等による、河川とまちが一体となったまちづくりの推進

③ 安心して快適な暮らしができる安全な荒川

平成 23（2011）年 3 月 11 日、東日本を襲った未曾有の大震災は、時代の転換点となる衝撃の日でした。この震災では、帰宅困難者の対策のほか、荒川下流部においても液状化や津波対策の検討があらためて浮き彫りになりました。

一方、これまで災害対策として整備されてきた高規格堤防（特に背面空間）や河川防災ステーション^{注2}、緊急用河川敷道路^{注3}の諸施設は、災害時に限らず、自然地の保全・観察活動、サイクリングやランニングなどのスポーツ・レクリエーション活動のサービス拠点として極めて貴重な場所ともなっています。これらの施設、空間を活用して非常時のみならず、平常時の利用拠点としても有効利用を促進します。



図2-2 河川防災ステーション

令和元年東日本台風のように、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化しています。円滑な水防活動や避難行動が実施できる体制の充実を図るため、関係機関と連携していきます。また、流域全体のあらゆる関係者と協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

- ・非常時の活動拠点、緊急輸送・交通網としての整備・拡充を検討
- ・震災時の避難場所としての機能の充実
- ・高規格堤防事業の機会を活用し、親水空間の整備
- ・水防活動や避難行動の実施体制の充実
- ・流域治水の推進

④ 自然豊かな水辺空間の再生・あらゆるひとが川と触れ合い、あらゆるひとがくつろげる荒川

荒川とともに育まれた水文化の継承と発展を図るためには、放水路の治水上の意義や建設の歴史、さらに、放水路とともに育まれてきた地域の歴史・文化を、次世代に継承し共有していくことが極めて大切です。

また、水辺の自然地では、自然環境の保全とともに、小学校から大学に至るまで環境学習のフィールドとしても貴重な空間であり、行政と区民の協働による管理・運営を行



荒川知水資料館^{注5}

う「北区・子どもの水辺協議会」^{注4}が設置されています。このような仕組みを継続し、支援を推進します。

- ・旧岩淵水門の保存と歴史的意義の継承
- ・荒川知水資料館を伝承の拠点として、住民と行政の協働による管理を推進
- ・自然環境を保全していくための行政と区民の協働活動の推進

注1 船舶の通航方法：荒川を行き来する船舶の交通ルールを定めたもの。平成13(2001)年4月1日施行。

注2 河川防災ステーション：災害時に緊急復旧活動等の拠点となり、必要な資機材の備蓄や前線基地となる水防センターがあり、敷地内は大型車両の交換、ヘリポート、作業ヤード等に利用される。

注3 緊急用河川敷道路：震災などで都市内の主要道路の通行が不能になった場合に備え、災害復旧車両の通行を確保するために整備された道路。荒川の両岸に整備されている。

注4 北区・子どもの水辺協議会：「北区・子どもの水辺」において、特にワンド（池）を中心とした自然環境の保全活動、環境学習や自然体験活動を行うボランティア団体と行政の協働による管理・運営を円滑に行うため、市民団体・学校・荒川下流河川事務所・区等で構成する協議会を設立している。（P.3-7 参照）

注5 荒川知水資料館：荒川の洪水・水害の歴史や自然環境などの情報発信拠点として、また流域や地域の方々と交流の拠点として平成10（1998）年3月に荒川下流河川事務所の隣接地に開館し、荒川下流河川事務所と北区が共同で運営している。

2.3. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民等の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。また、土地利用計画の実施にあたっては、必要に応じて河川敷が隣接する若しくは対岸の自治体間での連携に留意することも検討します。

表 2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分		
			目的	利用例	
自然系ゾーン	自然 地	自然保全地	現存する自然環境を保全する （荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理を実施）	モニタリング調査	
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ （誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施）	自然体験活動、自然観察、釣り、散策、サイクリング、草摘み、虫取り	
	利用 地	多目的地	多目的に利用 （誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施）	散策、サイクリング、ピクニック、球技以外のスポーツなどを含む誰もが自由に出入りできる緑地・公園・休憩施設等	
		ゴルフ場	ゴルフに利用 （市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討）	ゴルフ	
		土砂仮置場	治水整備に伴う土砂の仮置場として利用する （仮置場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施）	河川工事の施行用地	
		利用施設	グラウンド （各種競技場）	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う （芝生化など、自然度向上に向けた検討を実施）	野球、サッカー、テニス、ゲートボール、陸上競技等
			その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	利便施設（休憩施設、ベンチ・四阿（あずまや）、トイレ、駐車場）、船着場、緊急用河川敷道路等

2.4. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロックごとの整備の考え方を示します。

2.4.1. 現況土地利用

北区の荒川河川敷は、河口から約 17km～約 24km に位置しており、その低水路幅は約 200m です。河川敷の面積は、約 69ha であり、その内訳は自然地在約 13ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地在約 56ha となっています。

表 2-2 現況土地利用
(令和 4 年度時点)

土地利用項目	面積
自然地	11.9ha
干潟(自然地)	0.7ha
多目的地	3.4ha
ゴルフ場	36.0ha
利用施設	17.0ha
土砂仮置場	0.0ha

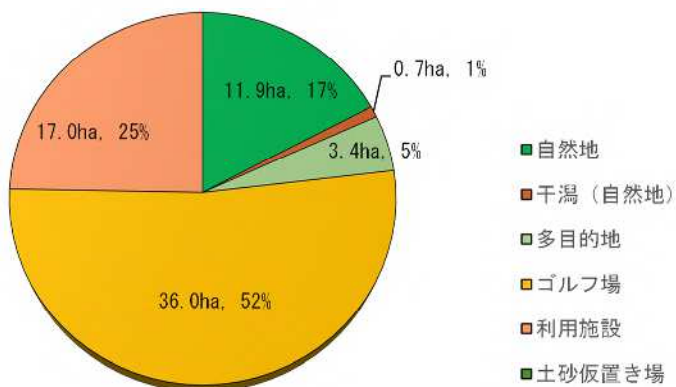


図 2-3 現況土地利用 (令和 4 年度時点)

2.4.2. ブロック区分

北区管内の荒川は、延長約 7km、河川敷の面積約 69ha におよびます。「川づくり」を進めるうえでは、地域の特徴を踏まえ、管内を 3 つのブロックに分けて整備方針をまとめることとします。

「北赤羽ブロック」は、区内最上流となる都立浮間公園から荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）付近に至る区間で、特性としては、河川敷利用がすべてゴルフ場となっていることが挙げられます。

「赤羽岩淵ブロック」は、荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）付近から岩淵水門下流側の川口市との境界までの区間とします。このブロックの河川敷は、イベント・スポーツ、レクリエーション、自然地など非常に多くの目的に対応した緑地公園が整備されています。また、旧岩淵水門、隅田川の分流地点といった特徴的な資源もあるブロックです。

「豊島ブロック」は、豊島五丁目地内のブロックで、上流側は自然地の散策エリアとして整備され、下流側はスポーツ広場として利用されています。

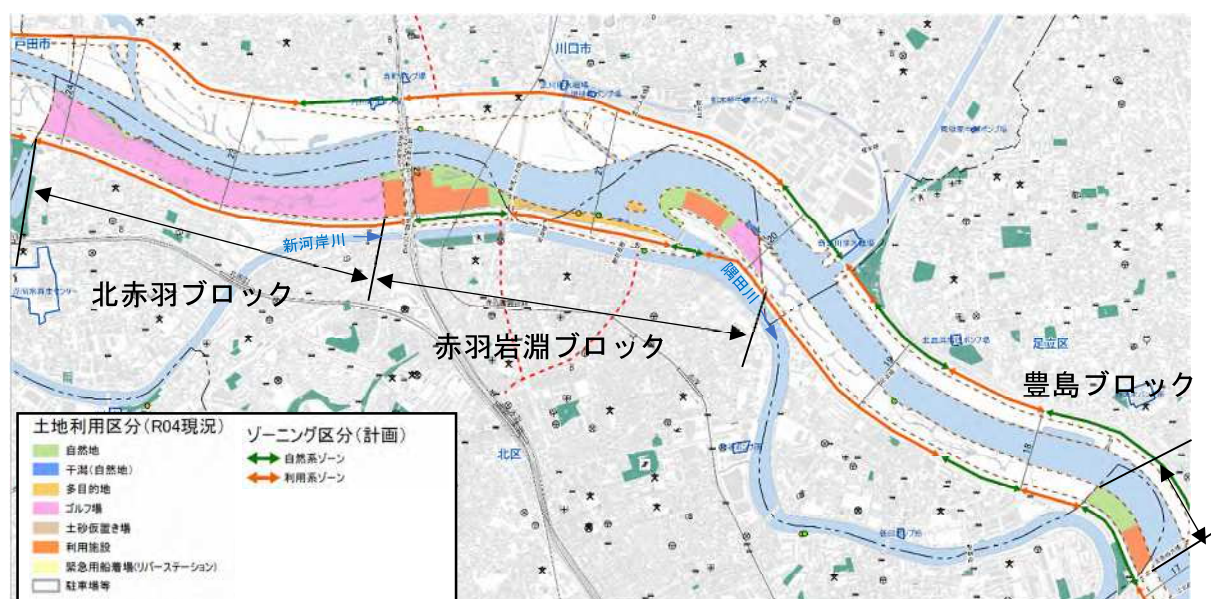


図 2-4 北区におけるブロック区分



北赤羽ブロック



赤羽岩淵ブロック



豊島ブロック

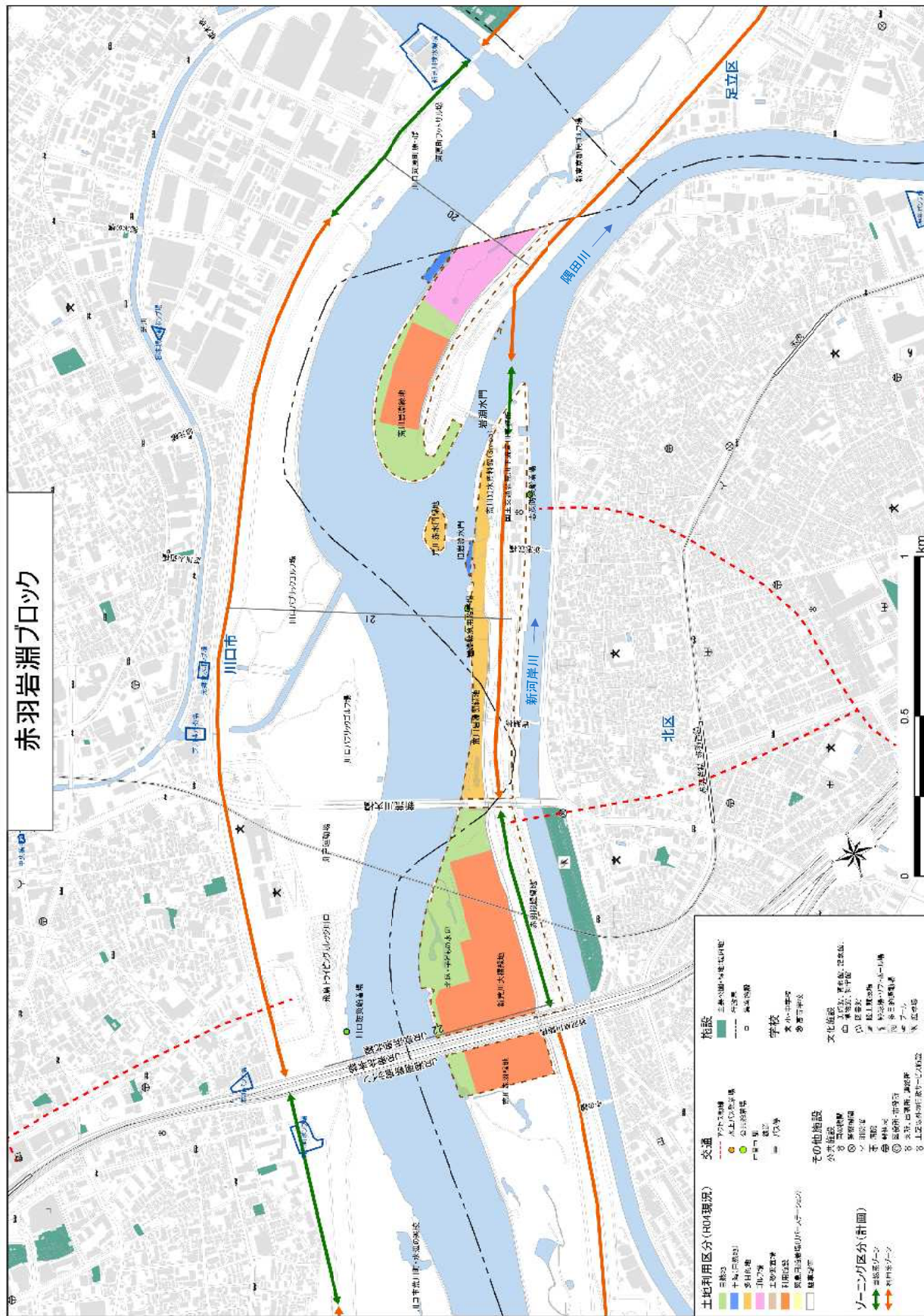


図 2-6 現況の土地利用区分図 (赤羽岩淵ブロック)

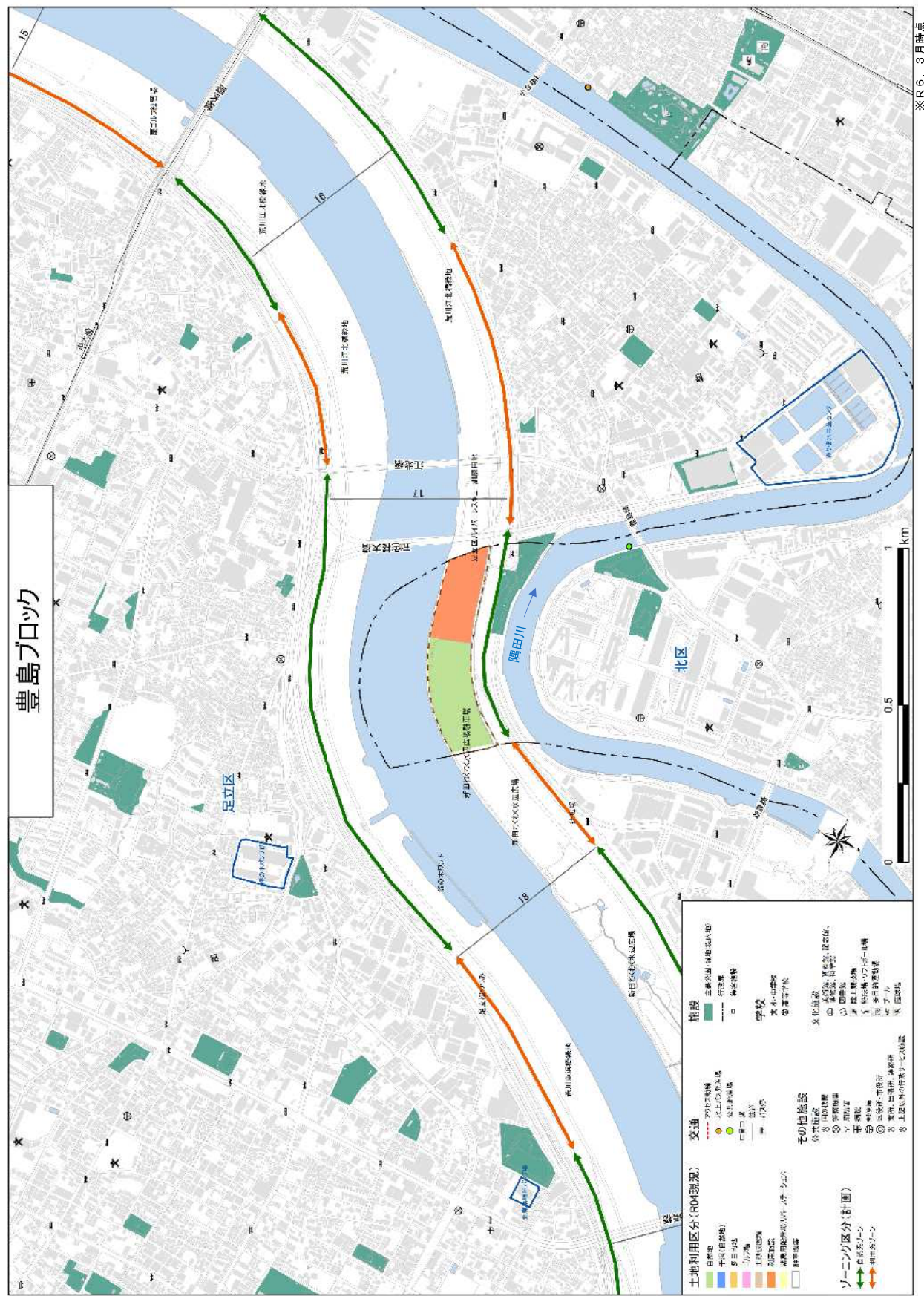


図2-7 現況の土地利用区分図（豊島ブロック）

※R6. 3月時点

2.4.3. ブロック別計画

(1) 北赤羽ブロック

1) ブロックの概況

- 本ブロックは、荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）の上流部に位置します。堤内地は概ね住工混在する高密度市街地となっていますが、板橋区境においては、都立浮間公園があり豊かな緑が形成されています。
- 河川敷はゴルフ場として占用（使用）されています。
- 水際部は、ワンド（池）や干潟が残っており、接するヨシ原ではオオヨシキリの生息等が見られます。
- 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備されています。
- 災害時に緊急復旧活動等の拠点となる高規格堤防化が一部完了し、上部は河川防災ステーションが整備されています。平常時は緑地公園としてトイレとともに開放されています。



オオヨシキリ



北赤羽ブロック付近の荒川（22.2km～24.1km 付近） ※R2 撮影

-
- 治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上対策及び緩傾斜化」「高規格堤防化（一部）」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーが敷設されています。
 - ゴルフ場では、関係者の協力と理解のもと、「ゴルフ場の自然度向上」とともに、場内での自然観察会の受入れ、事故防止の観点からマラソン大会開催時の休業などに取り組んでいます。

2) 今後の取組課題

- ゴルフ場では、マラソン大会等による緊急用河川敷道路の利用者が多い場合、安全確保の観点から営業の一時休止措置を講じています。このことから、河川管理者（荒川下流河川事務所）、ゴルフ場（占有者）、区（自治体）、利用者との相互理解、連携が欠かせません。

3) ブロック別計画

III 全体方針 III

- ゴルフ場のエコアップと水際自然地の一体化を図り、さらには農薬の使用は法令に基づき安全性に配慮するなど全体として自然地機能を有したゴルフ場としていきます。
- 本ブロックと隣接した都立浮間公園や河川防災ステーション及び新河岸川の水辺と連携した「川づくり」を図ります。
- 河川利用者の利便性向上を図るため、平常時は水防センターのトイレを公衆トイレとして開放するほか、水害対策普及啓発の場とし、さらにはにぎわいづくりの観点からも荒川下流河川事務所と調整しながら平常時の利用促進を図ります。

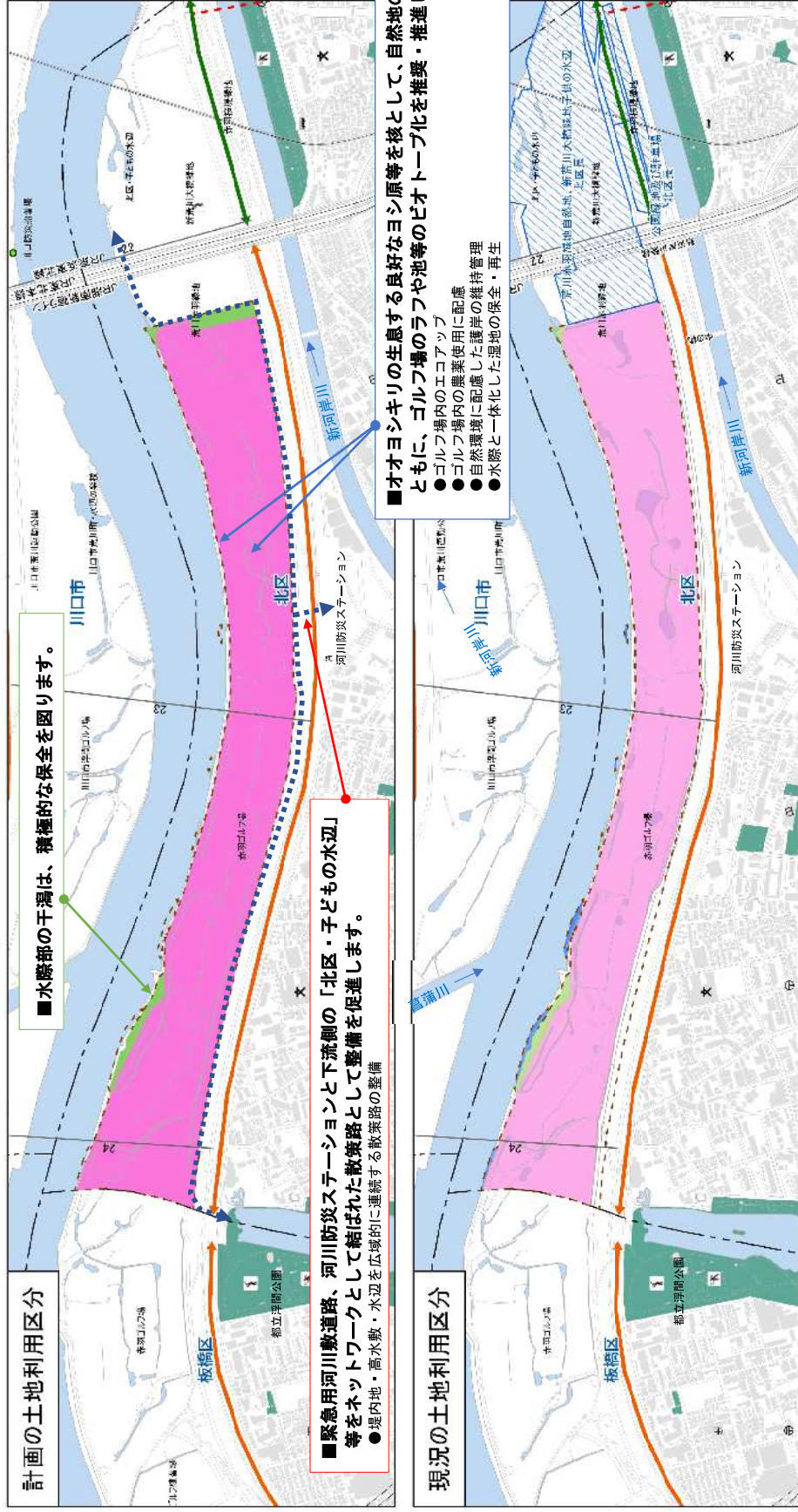
III 土地利用区分 III

- 現状のゴルフ場として利用されている箇所は、「ゴルフ場」とします。
- 水際においては、ゴルフ場と一体となった湿地や干潟が形成されている箇所は、「自然保全地」とします。
- 緊急用河川敷道路は、「利用施設（その他）」とします。
- 本ブロック下流部のゴルフ場利用されていた箇所は、「自然保全地」とします。

III 取組内容 III

- オオヨシキリの生息する良好なヨシ原等を核として、自然地の保全を図るとともに、ゴルフ場のラフや池等のビオトープ化を推奨・推進します。
 - ・ ゴルフ場内のエコアップ
 - ・ ゴルフ場内の農薬使用に配慮
 - ・ 自然環境に配慮した護岸の維持管理
 - ・ 水際と一体化した湿地の保全・再生
- 緊急用河川敷道路、河川防災ステーションと下流側の「北区・子どもの水辺」等をネットワークとして結ばれた散策路として整備を促進します。
 - ・ 堤内地・高水敷・水辺を広域的に連続する散策路の整備
- 水際部の干潟は、積極的な保全を図ります。

北赤羽ブロック



※R6、3月時点



図 2-8 地区別計画の土地利用計画図

北赤羽ブロック

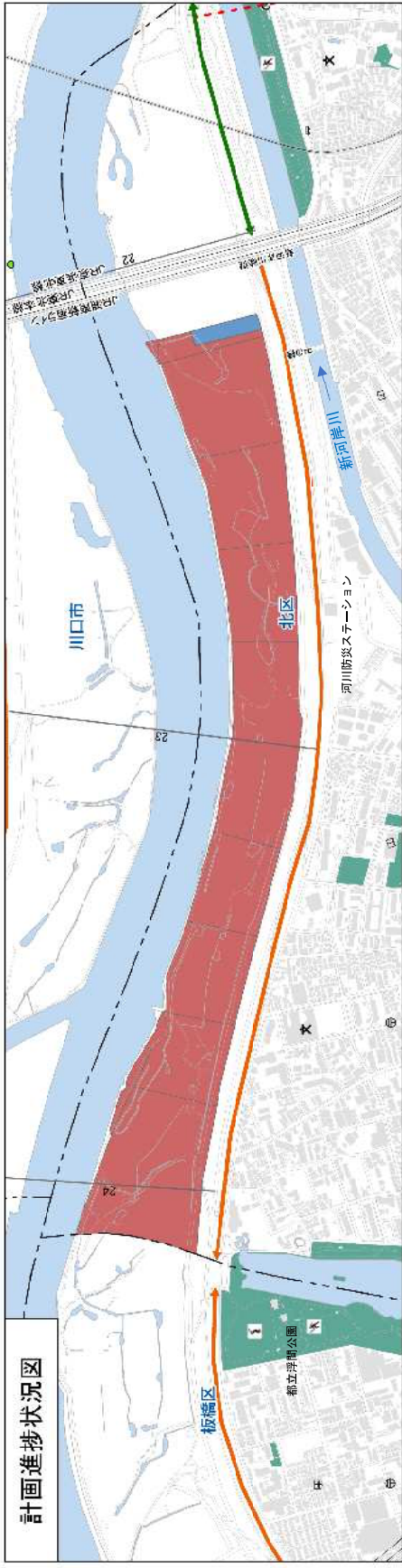
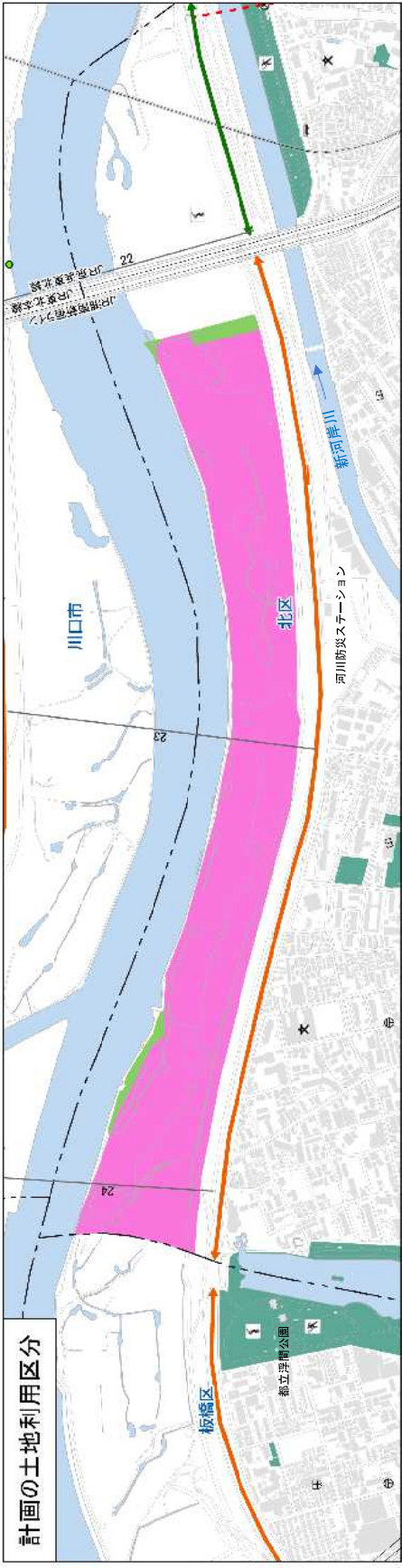


図 2-9 進捗状況図

(2) 赤羽岩淵ブロック

1) ブロックの概況

- 本ブロックは、荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）のやや上流部から、岩淵水門下流付近に至る区間に位置し、堤内地は概ね住居系市街地です。ブロックの上流側は、新河岸川が並行して流れ隅田川に合流する一方、岩淵水門で荒川と隅田川が分派しています。
- 河川敷は、野球場やサッカー場といったスポーツ施設が整備され、荒川と新河岸川が並行するために堤防の幅も大きくなり、荒川側堤防の法面（堤防の斜面部分）上段は、スタンド護岸や芝桜のフラワーアートが、堤防（堤防の上部）と新河岸川側の法面（堤防の斜面部分）上段は、桜のプロムナードが整備されています。さらに、新荒川大橋下流側の河川敷は、バーベキューサイトを備えた公園緑地が整備され、花火大会にも活用されるなど、北区内最大のレクリエーションの拠点として多くの人々が訪れる場所となっています。
- 新荒川大橋上流の水際には、菖蒲田や生態系の豊かなワンド（池）を含む「北区・子どもの水辺」が整備されています。
- 治水上の要衝である、新旧岩淵水門があり「まちのランドマーク」になっているとともに、旧岩淵水門の保存と歴史的意義を伝える荒川知水資料館が整備されています。
- 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、日常的に散歩やジョギング、サイクリングなど、多くの人々に利用されています。



菖蒲田



岩淵水門（青水門）



旧岩淵水門（赤水門）



赤羽岩淵ブロック付近の荒川（20.0km～22.2km） ※R2 撮影

- 治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災関連施設の一環として、「岩淵リバーステーション（緊急用船着場）」や全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設されています。
- 河川敷利用のため、旧水門歴史広場として「荒川赤水門緑地」の整備、利用施設・広場の創出として「荒川岩淵関緑地」の整備、スポーツグラウンドとして、「新荒川大橋緑地」の整備が進められました。
- 水上ステージ、四季の花畑の整備は、北区荒川市民会議の提言を踏まえ、「北区・子どもの水辺」としてワンド（池）のある自然地が実現しました。また、菖蒲田や花壇を併せて整備しました。

2) 今後の取組課題

- 水際部の自然地（北区・子どもの水辺）は、荒川下流域全体の中でも貴重な自然地となっています。外来種駆除や底泥の除去など、自然地を維持・保全する管理作業のほか、安全管理対策も必要なことから、河川管理者（荒川下流河川事務所）、占有者（区、管理は指定管理者）、ボランティア（住民）の役割分担による運営を長期にわたり維持していく必要があります。開園から20年経過した今、大木化した実生木がヨシ/オギの生育に支障をきたす状況にあり、今後ヨシ/オギ群落の保全のため樹木伐採による

コントロールが必要になる等新たな課題も出てきています。また、昨今の台風による洪水で上流から流れついたナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物の侵入、定着及び急拡大が顕著で、ボランティアによる除去活動では手に負えない状況にあります。水際部の自然地保全のためには、流域全体で一丸となって特定外来種対策に取り組むことが喫緊の課題となっています。

- 区の占用地を中心とした利用のみならず、堤防や河川敷全体にスポーツ及びレクリエーション利用による独占的利用やごみ散乱・放置問題等が顕在しており、施設の一時占用的利用であっても、占用利用を超えた主催者等をはじめとする受益者負担の制度化を検討していく必要があります。



ナガエツルノゲイトウ

- 荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）下の水際部は、赤羽ゴルフ場側へ連続し、緊急河川敷道路へ接続する空間となるような自然地、散策路としての具体的な整備イメージが未検討です。
- 2024 年荒川放水路通水 100 周年を契機に、放水路の治水上の意義や建設の歴史、ともに育まれてきた地域の歴史を継承するとともに、重要文化財である旧岩淵水門の土木遺産としての評価を高め、歴史的意義を伝えていく必要があります。
- 地域の歴史・文化の継承や、水辺や緑を通じた生物多様性の保全・向上を進めつつ、まちのにぎわいが生まれる水辺空間の活用など、新たなまちの魅力と交流を創出し、河川とまちが一体となる取組の検討が必要です。

3) ブロック別計画

III 全体方針 III

- 自然環境の保全とともに、イベント・スポーツ・レクリエーション・エコロジー機能の両立のもと、多様な利用に応え、東京の北の玄関口として人々の交流とにぎわいの拠点となる水辺空間整備を推進します。
- 新旧岩淵水門等の治水の歴史を感じるランドマークとしての空間整備を図ります。

III ブロック区分 III

- 当ブロックは、現状の土地利用が多様であるため、更にエリアを細分し今後の取組等を定めます。

- A エリア＝荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）上流方向－新荒川大橋の間のエリア
- B エリア＝新荒川大橋－岩淵水門の間のエリア
- C エリア＝岩淵水門下流方向のエリア



図 2-10 ブロックのエリア区分 ※R2 撮影

III 土地利用区分 III

【A エリア】

- 赤羽ゴルフ場端部から新荒川大橋の水際部は、「自然利用地」とし、併せて、水辺整備のタイプを現地の状況に応じて「干潟タイプ」「湿地化タイプ」とします。
- 赤羽ゴルフ場端部から荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）までの一部（利用施設以外の部分）を、「自然利用地」とします。

【A 及び B エリア】

- 現況の野球場やサッカー場は「利用施設（各種競技場）」とし、桜のプロムナードやバーベキュー広場として整備されている緑地公園は「多目的地」とします。
- 荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）下の駐車場及び荒川知水資料館（駐車場を含む）、緊急用河川敷道路、岩淵リバーステーションは、「利用施設（その他）」とします。
- 荒川下流河川事務所下流側の未利用地は、「自然利用地」とします。

【C エリア】

- 岩淵水門下流側の未整備地（少年野球場として暫定整備済み）は、かつては大規模自然地と位置付けられていましたが、地盤高さ等を勘案し、より良い整備方針を定める

必要があることから土地利用区分は未定とされていました。本エリアの土地利用区分は引き続き未定とし、水際部干潟を保全する等メリハリをつけた整備方針を検討します。

- 足立区との区境のゴルフ場として利用されている箇所は、「ゴルフ場」とします。

III 取組内容 III

【A エリア】

- 赤羽ゴルフ場端部から新荒川大橋の水際部は、現状の干潟の保全を中心に自然地として上下流に連続した多様な自然を育む水際線を創出します。
 - ・干潟の保全及び水際と一体化した湿地の保全・再生
 - ・「北区・子どもの水辺」の底泥除去やヨシ／オギ群落の保全等環境保全対策の継続実施（特に特定外来種対策には早急に取り組む）
 - ・上流のゴルフ場脇を通り緊急河川敷道路や河川防災ステーション等をつなぐ散策路の整備

【B エリア】

- 荒川放水路の治水上の意義や建設の歴史、ともに育まれてきた地域の歴史の継承、旧岩淵水門を中心とした歴史的資源の保全・活用を推進します。
 - ・荒川知水資料館を活用した展示企画の充実、保存の継続、重要文化財としての顕彰
- イベント・スポーツ・レクリエーションでの適正な河川利用を促進・活性化します。
- まちのにぎわいが生まれる水辺空間の活用など、新たなまちの魅力と交流を創出し、河川とまちが一体となる取組を検討します。
 - ・赤水門ムーンライトスタンド、荒川知水資料館の有効活用
 - ・関係団体と連携した観光施策、魅力発信の取組推進
 - ・民間活力の導入
- 荒川下流河川事務所下流側の未利用地は自然利用地としての自然度の向上を図ります。

【C エリア】

- 岩淵水門下流側の未整備地の整備方針を再検討します。その際は、自然地として自然度の向上を図れるよう検討を進めます。

赤羽岩淵ブロック

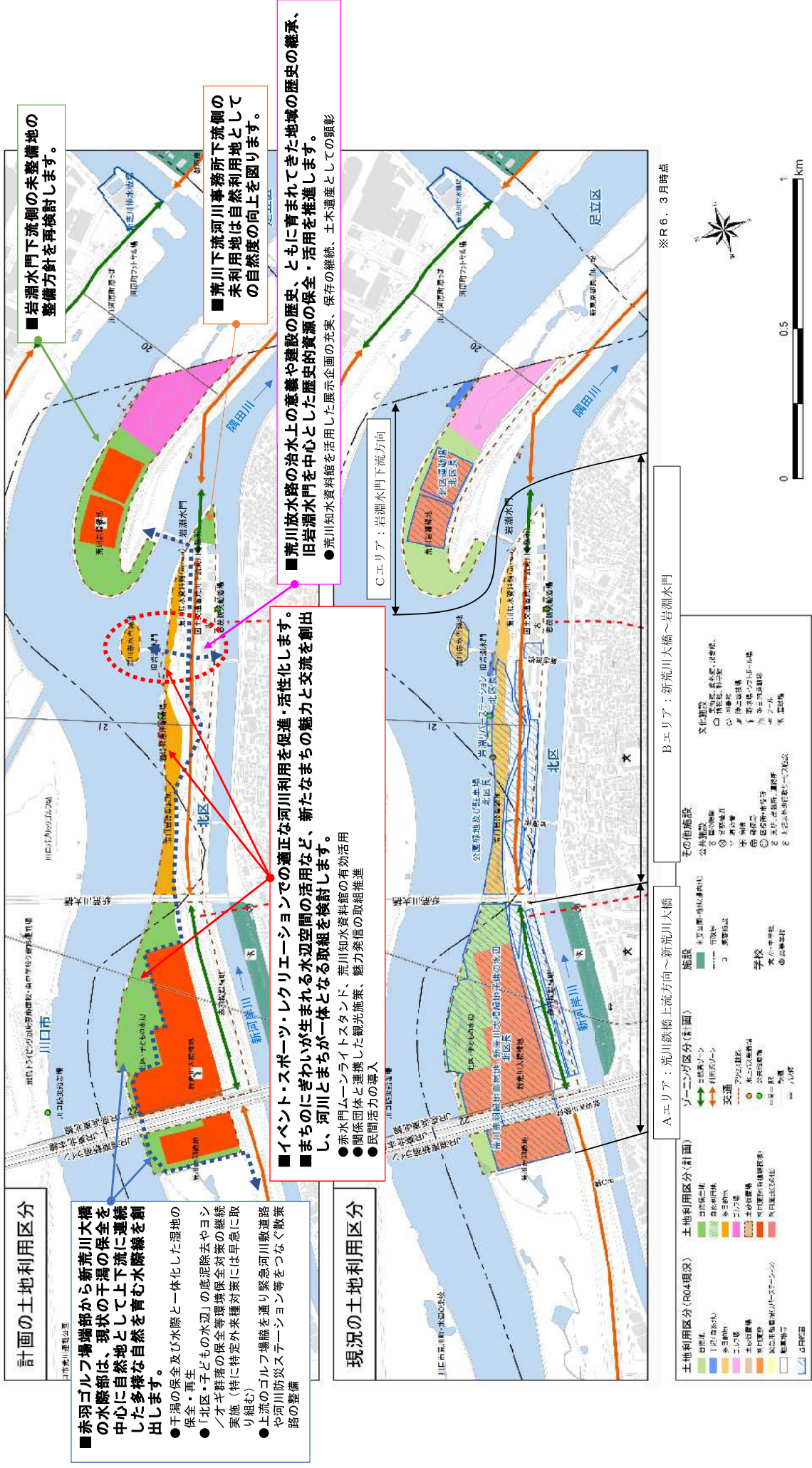


図2-11 地区別計画の土地利用計画図

[illegible]

進捗状況凡例

- 実現 (Red box)
- 未実現 (Blue box)

土地利用区分(計画)

- 緑地保全地域 (Green)
- 農地 (Yellow)
- 多目的用地 (Blue)
- 工業用地 (Pink)
- 住宅用地 (Light Blue)
- 新市街地形成地区 (Orange)

交通

- 主要幹線道路 (Red line)
- 一般道 (Blue line)
- 河川 (Blue line)
- 鉄道 (Red line)

施設

- 市役所 (Red dot)
- 警察署 (Blue dot)
- 消防署 (Green dot)
- 学校 (Red dot)
- 病院 (Blue dot)
- 福祉施設 (Green dot)
- 文化施設 (Yellow dot)
- スポーツ施設 (Pink dot)
- 公園 (Light Blue dot)
- 緑地 (Green dot)
- 水源地 (Blue dot)
- 防災施設 (Orange dot)

ゾーン区分(計画)

- 中心市街地 (Red line)
- 近郊部 (Blue line)
- 農村部 (Yellow line)
- 山地部 (Pink line)
- 水源地 (Blue line)
- 防災圏 (Orange line)

その他施設

- 公共施設 (Red dot)
- 公園 (Light Blue dot)
- 学校 (Red dot)
- 病院 (Blue dot)
- 福祉施設 (Green dot)
- 文化施設 (Yellow dot)
- スポーツ施設 (Pink dot)
- 公園 (Light Blue dot)
- 緑地 (Green dot)
- 水源地 (Blue dot)
- 防災施設 (Orange dot)

火災危険

- 火災危険地域 (Red line)
- 火災危険地域 (Blue line)
- 火災危険地域 (Yellow line)
- 火災危険地域 (Pink line)
- 火災危険地域 (Light Blue line)
- 火災危険地域 (Orange line)

(3) 豊島ブロック

1) ブロックの概況

- 本ブロックは、かつて隅田川が大きく蛇行していた区間の先端部に荒川（放水路）が開削されたために、北区の行政区域が一部残された区間となっており、その形状から「天狗の鼻」と呼ばれている場所です。
- 河川敷の上流側約半分は、平成 20（2008）年までゴルフ場があったところです。
- 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、日常的に散歩やジョギング、サイクリングなど、多くの人々に利用されています。



図 2-13 豊島ブロック付近の荒川（17.1km～17.6km 付近） ※R2 撮影

- 治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災関連施設の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設されています。
- 隅田川との一体的な高規格堤防化に伴い、その上面は足立区立宮城ゆうゆう公園としてレクリエーション系の施設整備が完了しています。
- 河川敷は、上流側は自然地として整備され、下流側は豊島五丁目グリーンスポーツ広場、タータン舗装の陸上競技場（400 メートルトラック 8 コース）と少年野球場が整備されています。インフィールド（陸上競技場の内側）は多目的広場としてラグビー・サッカー・少年野球などで利用できます。

2) 今後の取組課題

- 推進計画では、当ブロックの河川敷利用について、「自然系ゾーン」としているため、自然度向上を推進していく必要があります。

3) ブロック別計画

III 全体方針 III

- 推進計画に示された「自然系ゾーン」として、水辺の自然地の再生などを図ります。

III 土地利用区分 III

- 上流側は、自然利用地とします。下流側は、利用施設（各種競技場）とします。

III 取組内容 III

- 自然地の自然度向上を図るとともに、区民が自由に利用できる開放空間として維持管理を行います。
- イベント・スポーツ・レクリエーションでの適正な河川利用を促進・活性化します。
- 周辺施設とのアクセス向上と、岩淵・豊島・新田地区方面と連携した水辺散策路の整備を図ります。

豊島ブロック

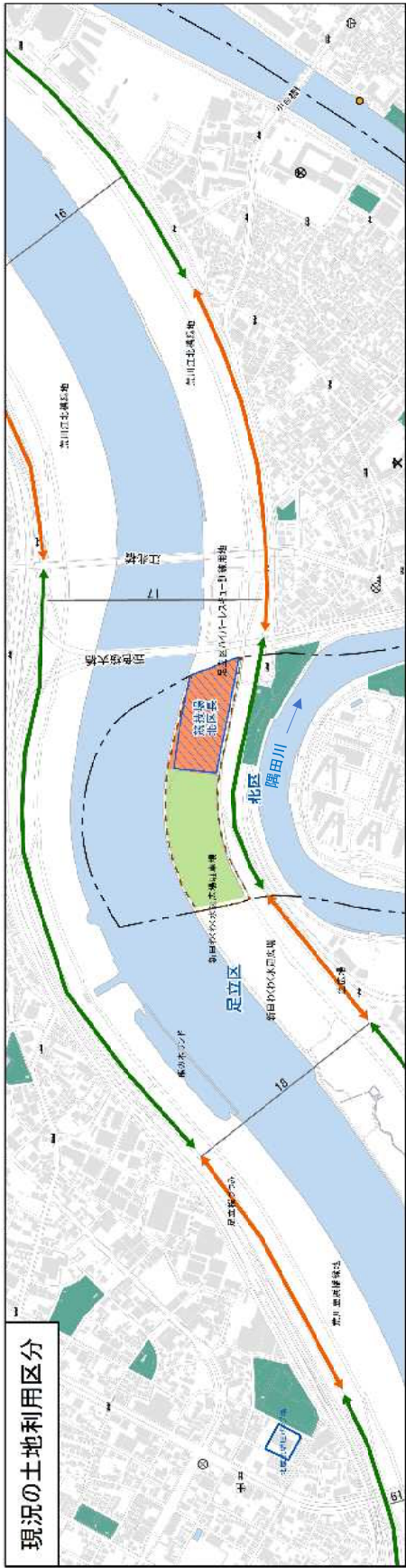
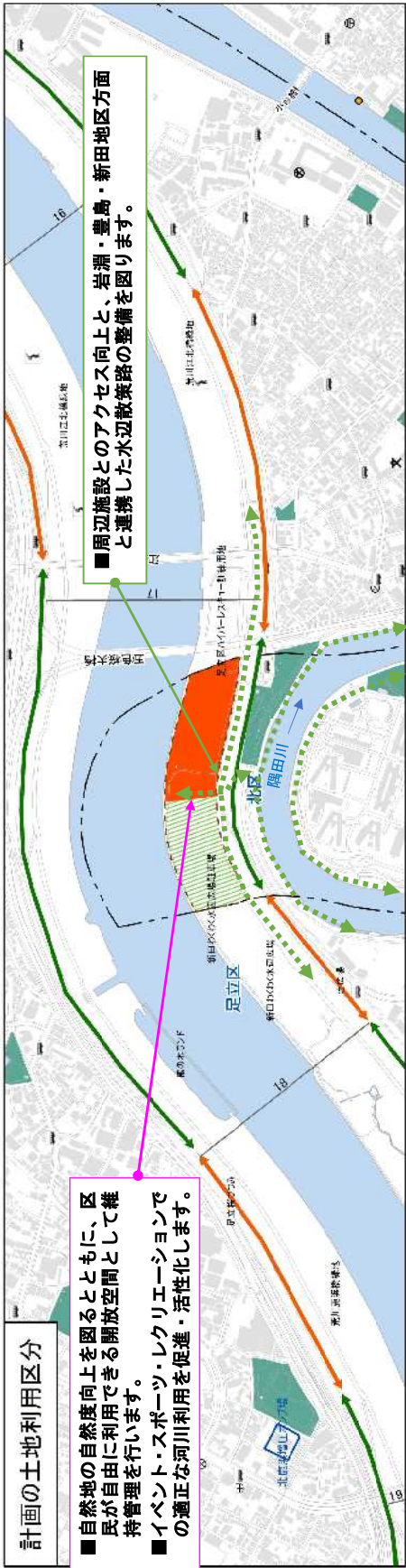


図2-14 地区別計画の土地利用計画図

豊島ブロック

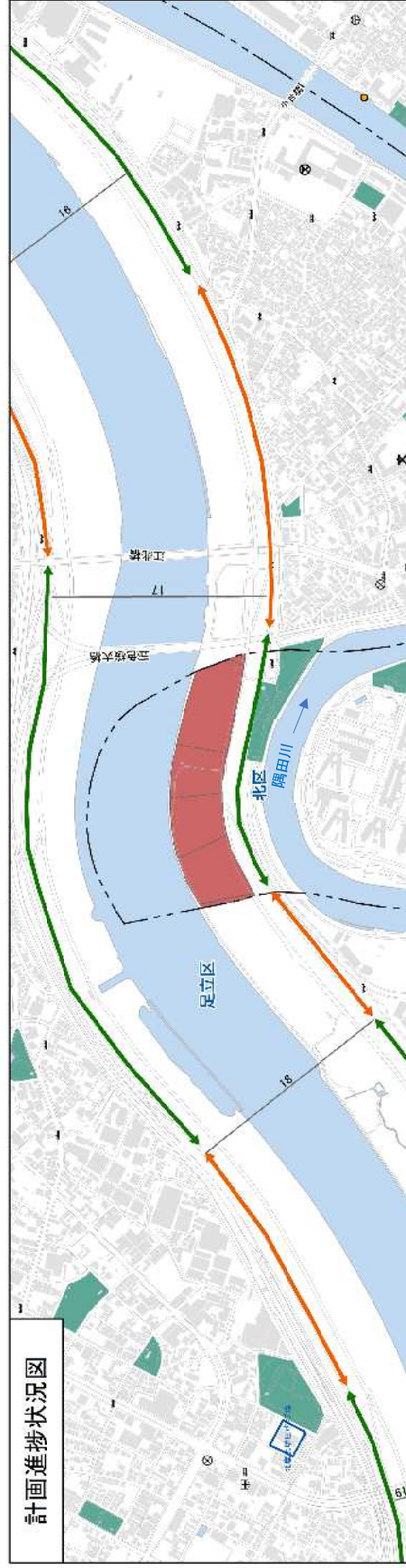
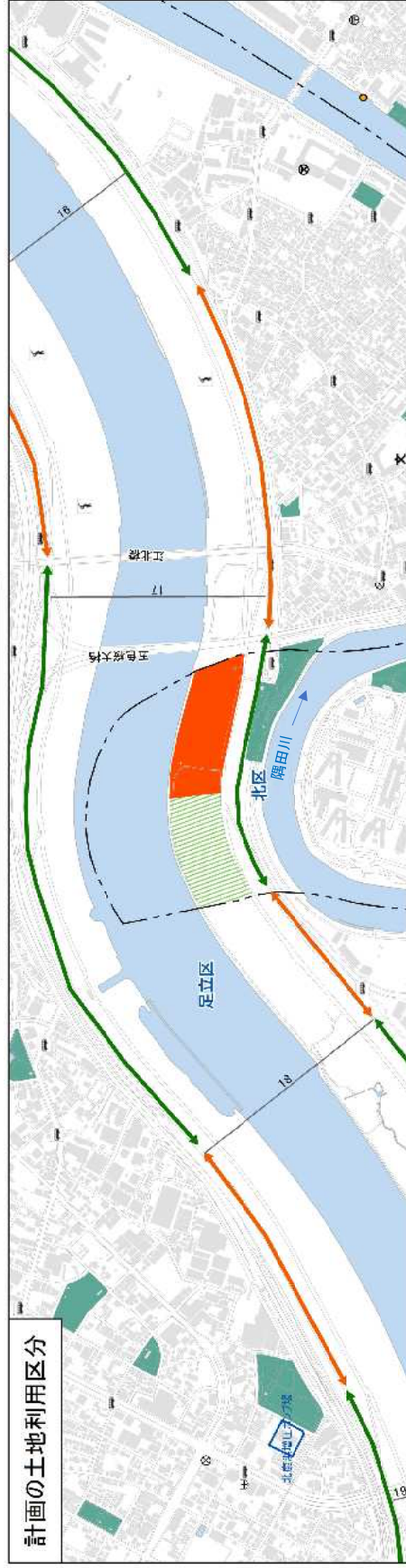


図 2-15 進捗状況図